

## 要 作 成 施 設

該 当 施 設 ・ 事 業 所		収容人員	
1 項	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	30人以上	
	ロ 公会堂又は集会場		
2 項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ類		
	ロ 遊技場又はダンスホール		
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗等		
	ニ カラオケボックス類		
3 項	イ 待合、料理店等		
	ロ 飲食店		
4 項	百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場		
5 項	イ 旅館、ホテル又は寄宿所類		
6 項	イ 病院、診療所又は助産所		
8 項	図書館、博物館、美術館類		50人以上
9 項	イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場類		30人以上
9 項	ロ イ以外の公衆浴場		50人以上
10 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場		
11 項	神社、寺院、教会類		
13 項	イ 自動車車庫又は駐車場		
15 項	全各項に該当しない事業所		
16 項の2	地下街	30人以上	
17 項	文化財建築物	50人以上	
複数の用途の事業所が入っている施設で以下の用途の事業所			
	1 項から 4 項、5 項イ、6 項イ、9 項イの施設	30人以上	
	8 項、9 項ロ、10 項、11 項、13 項イ、15 項の施設	50人以上	
学校教育法第 1 条、第 124 条、第 134 条			
	特別支援学校、幼稚園	30人以上	
	小中高大学校、高専、専修学校、各種学校	50人以上	

該 当 施 設 ・ 事 業 所		収容人員
児童福祉法第7条第1項		
助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、幼保連携型認定こども園		30人以上
乳児院、障害児入所施設		10人以上
身体障害者福祉法第5条第1項		
身体障害者福祉センター		30人以上
生活保護法第38条第1項		
厚生施設		30人以上
救護施設		10人以上
老人福祉法第5条の3、第29条		
老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター ※軽費老人ホーム、※有料老人ホーム ※主として避難が困難な要介護者を入居させるものを除く		30人以上
老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム ※軽費老人ホーム、※有料老人ホーム ※主として避難が困難な要介護者を入居させるものに限る		10人以上
介護保険法第8条第28項		
介護老人保健施設		10人以上
障害者総合支援法第5条第1項、11項、27項、28項		
障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く）、地域活動支援センター、福祉ホーム		30人以上
障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるもの）		10人以上
危険物の規制に関する政令第37条		
予防規程を定めなければならない危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所		全て
石油コンビナート等災害防止法第2条第6号		
石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所 （第一種、第二種事業所）		全て
上記以外の工場等		勤務者が1,000人以上のもの

: 特定用途防火対象物（不特定多数の者が出入りする施設）

: 非特定用途防火対象物

※ 分からない場合は、消防本部予防課（31-0196）にお問い合わせ下さい。